

# 「まちの憲法」 八頭町自治基本条例 (仮称)

## の制定に向けて！



**新たなまちづくりを  
目指して!!**

現在、八頭町では、町民が主役のまちづくり、また、町民・議会・行政などによる協働のまちづくりを目指して、「まちの憲法」とも呼ばれる「自治基本条例」の制定に向けた取り組みを行っています。

### ▼八頭町自治基本条例(仮称) 策定委員会

「自治基本条例」の策定に係る調査・検討を行うため、平成21年3月30日に、町民代表11名と学識経験者1名の計12名の委員で構成する「八頭町自治基本条例(仮称)策定委員会」を設置しました。

同日には、第1回目の策定委員会を開催し、委員長に「鳥取市自治基本条例」の策定にも携わられた上田雅稔委員(学識経験者)が、住民代表の山崎かおる委員が副委員長に選任されました。

平成21年6月15日まで計4回にわたって委員会を開催し、学習会や意見交換などにより、委員自身が「自治基本条例」への理解を深めながら、策定に向けた協議を行っています。

今後は、条例の条文について、具体的な検討を進めていく予定にしています。

### ▼「自治基本条例」とは？

「自治基本条例」は、政策の実現や地域課題への対応などのまちづくりを、「誰が・どのような役割を担い・どのような方法で決めていくか」など、まちづくりの基本理念や基本原則、「町民・議会・行政」の役割・責務、また制度や仕組みを定める条例です。

まちづくりの基本的なルールを定める条例であることから、「まちの憲法」とも呼ばれます。

### ▼「自治基本条例」はなぜ必要？

社会情勢や生活環境がめまぐるしく変化する今の時代では、様々な地域課題が発生し、住民ニーズも多様化しています。また、地域課題や住民ニーズは、それぞれのまちによって異なり、統一的な憲法や法律だけでは、これらの課題を解決することが難しくなっています。

地方分権が進んでいくなかで、市町村には、「自分たちのまちづくりは、自分たちで責任を持ち、自分たちの手で行う。」ことが求められているのです。

まちづくりにおいては、「町長の指導力など、その個性に負うところが大きい」という場合もあり、その

時々の状況によっては、まちづくりの度合いが異なることになりかねません。

そこで、自分たちのまちの課題を解決するため、また、継続的で統一性を持ったまちづくり・地域の特性を活かしたまちづくりを行うために、まちづくりの基本ルールを定めた「自治基本条例」が必要となります。

### ▼条例ができるようになるの？

まちづくりの基本ルールを目に見える形に(条文化)することで、町民・議会・行政などが同じ目標に向かい、協働してまちづくりを行うことができます。

また、行政運営の基本原則や町民参加の仕組みなどを明らかにすることにより、計画的・効果的で、透明性の高いまちづくりを推進することができます。

